

地域防災計画（地震災害対策編）の見直しについて

1 地域防災計画の位置づけ

(1) 目的

- ・災害対策基本法により国で定める防災基本計画に基づき、本市の防災に関する最も基本的な計画として、本市や関係機関が処理すべき事項を定めるもの

(2) 内容

- ・本市の防災に関し、本市や県、警察、ライフライン関係機関などの市内の公共的団体等の処理すべき事務又は業務
- ・具体的には
 - ・教育訓練をはじめとした「災害予防」
 - ・警報の発令や避難、救助、救援などの「応急対策」
 - ・経済援護の措置などの「災害復旧」

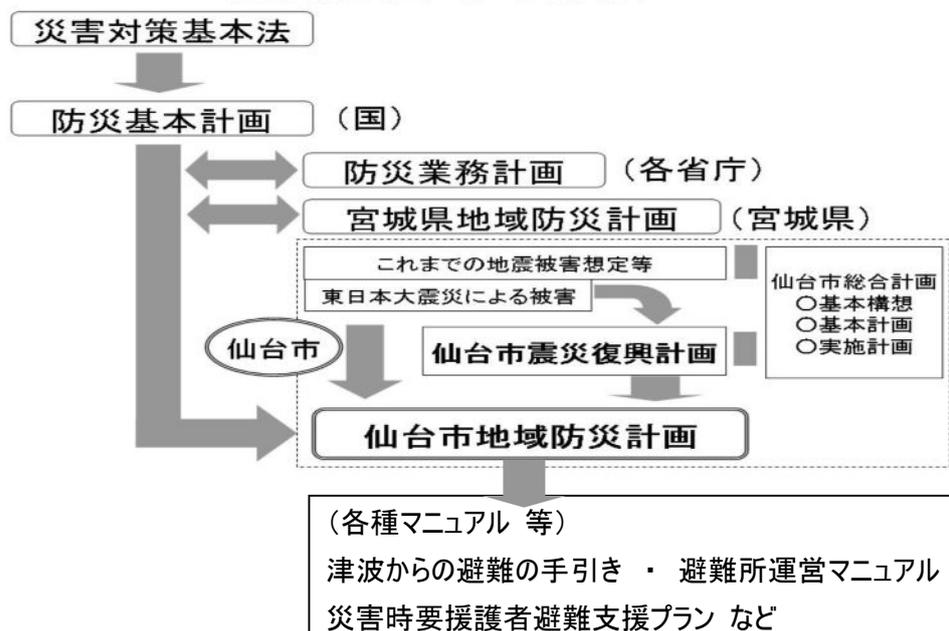
(3) 構成等

- ・地域防災計画は幅広い分野を網羅
(例：災害応急対策計画では、避難計画・避難所運営計画など 31 項目)
- ・国の防災基本計画、各省庁の防災業務計画、県の計画との整合も必要
※国の防災基本計画は平成 23 年 12 月に修正。災害対策基本法は平成 24 年 6 月に改正、今後も改正等がある旨、公表済み。

(4) 各種計画との関係

- ・震災復興計画 →市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくりなど地域防災計画に関連する事項について、今後の防災の基本的な方向性や概念を示したもの
- ・地域防災計画 →本市や関係機関の具体的役割や行うべき事項を定めたもの
- ・各種マニュアル等→実効性を担保するための個別具体的な計画や手順書
※避難所運営マニュアル、災害時要援護者避難支援プランなど

防災計画等の体系



2 見直しの基本的な考え方

(1) 東日本大震災を受けての課題認識

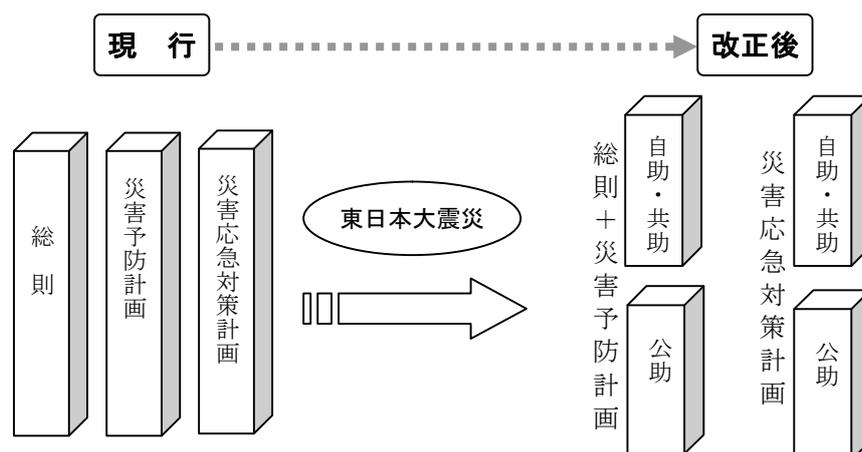
- ・東日本大震災での災害対応では、これまで想定してきた災害の規模を大きく超え、多岐にわたる課題が浮き彫りになった。
- ・今回の震災では、多様な対応が求められた一方、行政側でも、マンパワーをはじめさまざまな面で限界があったことを受け止める必要がある。また、市民の方々の支えあいなどが大きな役割を果たし、市民、地域団体等及び行政が連携することの重要性を再認識した。
- ・これまで想定してきた宮城県沖地震規模の災害対応に加え、東日本大震災規模の災害への対応を検討する必要がある。また、頻繁に繰り返し発生するとされる宮城県沖地震については、実効性の面で考慮する必要がある。

(2) 課題を受けた修正の視点

- ・東日本大震災の被害において生じた課題や教訓を踏まえ、より実態に即した観点からの見直しを行う。
- ・行政の対応に限界があることを受け止め、行政、防災関係機関による「公助」のみならず、自らの備えとしての「自助」、地域の取り組みとしての「共助」の取組みが促されるような内容を取り入れ、市民、地域団体、企業等がそれぞれの役割を把握し、備え、災害時に的確に行動できるよう指針を示す。
- ・市民センター等、新たな避難所の指定と地域における複数の避難所の一体的運営といった、ハード・ソフト双方の対策を有効に組み合わせた総合的な対策を構築する。
- ・東日本大震災のような最大規模の災害への対応と共に、宮城県沖地震等の対応についても、実効性を持てる計画とする。

3 構成について

現行計画の主体は、行政及び防災関係機関であるが、これを「自助・共助（市民・地域等の力による対応）」と「公助（行政が行う対応）」に書き分け、それぞれの役割を明確にすることにより、「公助」だけでなく市民や地域団体等の「自助力」、「共助力」による防災を意識した構成とする。



また、現行の「地震災害対策編」における津波対策に関する記述を充実・強化し、「地震・津波災害対策編」とするとともに、現行の「日本海溝型地震対策推進計画編」を「地震・津波災害対策編」に整理・統合する。

※別添 1 地域防災計画改正に係る構成変更イメージ 参照

4 想定される地震とその対応の方向性

- (1) これまで本市で想定してきた地震（宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型）及び長町－利府断層による地震）に加え、東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震を新たに想定することとし、それぞれの地震の特性等と災害対応策について基本的な考えを示す。
- (2) 平均活動間隔が 37 年と発生頻度が比較的高い、宮城県沖地震クラスの災害に確実に対応できることはいうまでもなく、発生頻度は低いものの、大きな被害を伴う東北地方太平洋沖地震クラスの災害に対し必要となる対応についても本計画の中に明確に位置付けることとする。

5 主な見直しのポイント

取り組みを進めるにあたっては、以下の項目を主なポイントとして見直しを行う。

これまでの行政・防災関係機関による対応（「公助」）に加え、市民、企業の「自助」及び町内会などの地域団体等による「共助」の役割を明確にし、それぞれの主体が相互に連携・補完し合った対応体制を目指す。

(1) 津波対策

津波避難施設等を整備し、広報活動についての見直しを行う。

- ・「津波からの避難の手引き」（暫定版）の作成、市民への周知
- ・住民への情報伝達体制の整備
- ・津波避難施設の整備

(2) 避難所運営対策

地域団体が主体的に関ることが重要であることを明記し、行政、地域団体、施設管理者が、それぞれの役割分担と連携により円滑な避難所の運営が行われる体制を整備する。

- ・新たな避難所運営マニュアルの策定と地域ごとの協議を踏まえた各地域版マニュアルの完成
- ・平時における各運営主体である行政、地域団体、施設管理者の密接な関係の構築
- ・必要に応じ、市民センター、コミュニティセンターを避難所として位置付け

(3) 帰宅困難者対策

企業に対し、災害時に一斉帰宅をさせないための取り組みを呼びかける。
また、帰宅困難者のための「一時滞在場所」及び徒歩帰宅者のための支援体制を整備する。

- ・事業者としての「自助」（一斉帰宅をさせないための備蓄の取り組み等）の啓発
- ・JR、地下鉄駅をはじめとする交通結節点における帰宅困難者のための「一時滞在場所」の確保
- ・徒歩による帰宅を支援するため、民間事業者との協定による「帰宅支援ステーション」の整備

(4) 災害備蓄物資及び物資供給対策

「自助」としての家庭内での備蓄を促す。また、避難所の物資ニーズに迅速に対応できるよう物資の供給システムを構築する。

- ・家庭内備蓄の見直し（指針日数、具体的な内容等）及び啓発
- ・公的備蓄の数量、品目についての見直し
- ・物資配送拠点の指定と民間事業者のノウハウを活用した配送体制の構築

(5) 災害時要援護者対策

災害発生時において、何らかの支援を必要とする要援護者への情報伝達や避難支援体制を整備する。また、避難所に避難することができない要援護者に対し、自宅にいても必要な支援、情報が受けられる体制を整備する。

- ・「仙台市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく地域ごとの避難支援体制の構築
- ・在宅要援護者に対する情報提供、物資供給を行うための仕組みづくり

(6) 啓発・教育

市民、地域団体等及び行政が連携し、互いに情報共有を行いながら、防災対策をさらに進められるよう、様々な機会を通じて、行政が積極的に働きかけを行う。

- ・市民向け防災セミナーの開催
- ・「地域防災リーダー」の養成及び活動のバックアップ
- ・新たな防災教育の充実
- ・職員の災害対応における知識及び教訓の継承

6 修正スケジュール（案）

年月日	実施事項
平成24年 9月4日	○仙台市防災会議 ・地域防災計画の見直しの方針等について審議、決定
11月頃	○仙台市防災会議 ・計画中間案の審議、決定 ○計画中間案の公表、市民意見の募集（12月末頃まで）
平成25年 2月頃	○仙台市防災会議幹事会 ・計画修正案の検討
3月頃	○仙台市防災会議 ・防災計画修正案の審議、修正防災計画の決定 ○宮城県知事報告

地域防災計画(地震津波災害対策)に関する見直しの全体イメージ

